

「起業すると決まったら」法人設立・登記フロー

HOW TO MAKE A COMPANY?

考えておこう！ 法人の形態

法人の形態は様々あり、資本金の有無や税制、設立時にかかる金額・手続きなどの違いがあります。起業で一般的であるのは、営利法人である株式会社、合同会社です。事業内容によっては非営利法人である社団法人、NPO法人を選択する場合があります。みなさんが行うビジネス内容によって、どんな法人形態をとるか、設立前に考えましょう。

考えておこう！ 登記支援サービス

法人の登記には様々な手続きや必要書類の作成があり、様々な「登記支援サービス」が展開されています。司法書士に相談しながら手続きを代行してもらうことや、クラウド型であれば「開業freee」「マネーフォワード会社設立」「AI-CON登記」などのサービスを利用することができます。必要に応じて利用を検討してみましょう。
※サービスの多くは有料です



1 起業についてオンライン相談

学校法人立命館 起業・事業化推進室「オンライン・スタートアップ相談」

起業するには何をしたらいいの？という素朴な疑問から、活動支援まで起業・事業化推進室のスタッフに相談できます。

相談予約・お問い合わせはRIMIX事務局まで ▶ info@r-rimix.com

2 司法書士など専門家への相談

法人設立にあたって必要な書類の作成方法について、立命館卒業生の司法書士など専門家がアドバイスを行う体制を検討しています。また、自治体や商工会議所などで専門家に相談ができる場合があります。



3 起業したい地域の自治体へ相談

創業支援等事業計画に認定された市町村では、特定の創業相談窓口を利用することなどで、起業する場合の法人登記の際、登録免許税が半額になるなどの減免制度などを設けています。自身の起業する自治体の制度を調べてみましょう。

■創業支援事業の例

京都市	https://bit.ly/3zngH6X	滋賀県大津市・草津市	https://bit.ly/3zc8n0v
大阪府茨木市	https://bit.ly/3AmzfMn	大分県別府市	https://bit.ly/3Csr9Ca



Point

法人登記と「ハンコ」

法人登記や法人名義の銀行口座の開設にあたっては、法人の実印・銀行印・社印(角印)の3点が必要になります。「脱ハンコ」の流れがありますが、法人の印鑑は、契約などでの大事な場面で未だ活用されています。インターネットでもハンコを注文することができますので、3点セットで申し込みすることをお勧めします。

また代表や役員となる方は、個人の実印とその印鑑証明書が必要となりますので、別途準備し、自身の住民票のある市区町村にて印鑑届出と証明書の発行を行います。

4 「定款」の作成

定款(ていかん)とは、会社の基本情報や規則などが記載された「会社のルールブック」であり、会社設立において最も重要な書類の1つです。定款に記載すべき事項は法律によってあらかじめ決められており、事業の目的、商号、本社所在地、資本金額(出資財産額)、発起人の氏名と住所は絶対記載事項とされています。特に、定款の中で「事業の目的」に記載されていない事業は行うことができませんので、将来的な展開も考えて記載しましょう。また、定款の作成などは一括して行政書士に依頼することで事業に集中することも可能です。

参考リンク▶ <https://bit.ly/2UJ6YzY>



5 公証役場での定款認証

合同会社は不要です

登記申請は法務局で行いますが、「定款」は公証役場で認証してもらわないといけません。公証役場で「この定款はちゃんとした法律に基づいて作られているから大丈夫」と証明してもらう事を認証といいます。定款認証は公証役場で行い、5万円の公証人手数料が必要です。定款は紙面での認証が基本ですが、最近では電子定款での認証が一般的で、その場合は収入印紙代4万円分が不要となります。

全国の公証役場一覧▶ <https://www.koshonin.gr.jp/list>

参考リンク▶ <https://bit.ly/3IHu9VV>



6 株式会社の場合...資本金の銀行振り込み

株式会社として法人を設立する場合は、銀行口座に資本金を振り込みます。資本金の払込は、定款の認証が確定した日以降に行います。登記前で法人口座はまだない状態なので、振込先は発起人の個人名義の口座になります。登記申請の際には、資本金が振り込まれたことを証明する書類が必要になるので、通帳の表紙と1ページ目、資本金の振込記録が記載されているページをコピーしておきましょう。また資本金の金額により法務局に支払う登録免許税が異なりますので注意が必要です。



いよいよ登記申請！

7 登記申請・登録免許税支払い

次は法務局でいよいよ登記申請をします。登記申請は、法人の本店所在地を管轄する法務局（本局）で申請を行います。

基本的な必要書類は「登記申請書（法務局のHPから様式をダウンロード）」「登録免許税分の収入印紙（法務局の窓口にも販売窓口が設置）」「定款」「発起人の決定書」「役員の就任承諾書」「役員の印鑑証明書」「資本金の払込みを証明する書類（株式会社の場合）」「法人の印鑑届出書」「登記すべき事項」を記載したCD-Rまたは用紙です。（法人の形態によって異なります）

必要書類を用意したら、法務局の法人窓口で登記申請を行います。登録免許税は、株式会社の場合150,000円（資本金により異なる）、合同会社・一般社団法人の場合60,000円（資本金により異なる）です。登記完了には3日～1週間程度かかります。また、オンラインによる申請も可能です（マイナンバーカードと対応したカードリーダー・ライタが必要）。

<https://bit.ly/3j9EuJ6> [法務局 法人登記](#) [検索](#)



Point

登記申請書類時の不備時は？

申請した登記書類に記載漏れなどの不備があれば、法務局から電話がきます。その場合は補正が必要となりますので、窓口で補正内容を確認・修正しましょう。補正の際には法人実印が訂正印として必要となりますので必ず持っていきましょう。補正があった場合でも、申請から約10日ほどで法人登記が完了します。

法人設立！

税務・保険など

各種手続きを進めましょう

8 登記謄本受け取り

登記が完了したら、まずは「登記謄本（履歴事項全部証明書）」と「印鑑カード」を法務局窓口で受け取ります。印鑑カードがあれば、次回からは証明書発行機で謄本などを発行できます。発行手数料は、法務局の収入印紙販売窓口が設置で収入印紙を購入して支払います（収入印紙は現金でしか購入できません）。また、各種電子登録を行うことで、オンライン請求も可能です。謄本などは今後の手続きに必要となりますので、3～4枚とっておくといいでしょう。

9 法人口座開設

法人口座とは、金融機関の口座名義が会社名になっているものです。会計処理や税務処理を正しく行うためにも法人名義の口座を開設しましょう。法人口座を開設する際の審査は個人口座と比較すると、より厳格です。そのため、社会的信用度も高く、融資の申請においても有利とされています。都市銀行やメガバンクは審査が厳しく、なかなか最初から口座開設ができないかもしれません。ゆうちょ銀行は比較的容易に口座の開設が可能です。地域の信用金庫などでは口座開設やその後のビジネスも含め、起業家を支援しているところもあります。最近では、手数料が安く、コンビニATMなどで利用可能なネットバンクの利用も進んでいます。ビジネスの顧客獲得上のメリットや受けられるサービス、利便性などで選択しましょう。

10 税務手続き

税務関係の手続きは、税務署・都道府県税事務所・市町村役場それぞれで行う必要があります。各種書類の様式は場所によって異なります。それぞれの提出先のHPなどでダウンロードして記入するか、直接窓口で様式をもらい、申請することも可能です。また、「定款」や「登記事項証明書」などの書類が必要となる場合がありますので、事前に確認しておきましょう。法人設立後、申請までの期限があるので注意してください。

「法人税」など国税についての手続きは、会社の本店所在地がある地域の管轄税務署で行います。創業時の法人税手続きには「法人設立届」「青色申告承認申請」「給与支払事務所等の開設届出書」「定款の写し」が必要です。法人設立届には法人番号を記載します。法人番号とは、設立登記後に国税庁から登記上の本店または主となる事業所に郵送で送付される「法人番号通知書」や、法務省のHPで確認できます。その他任意で、棚卸資産の償却方法の届出や、源泉所得税の納期特例に関する申請等は税務署で行います。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> [法人番号検索](#) [検索](#) <https://bit.ly/2YLsHJ8> [国税庁 税務署所在地](#) [検索](#)

地方税についての手続きは、本店所在地の都道府県税事務所の法人事業税課、および各市区町村役場の法人住民税課で行います。手続きには「法人設立届出書」「定款の写し」「登記事項証明書」などがが必要です。国・都道府県・市区町村と、行政区分によって提出する書類が異なります。税金の納付等での支払いのミスが起きないように、注意して下さい。

11 社会保険（健康保険・年金）・介護保険手続き

「社会保険」とは、健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険・介護保険の総称です。会社設立をしたら、原則、社長一人の場合でも加入しなければなりません。健康保険・厚生年金保険は年金事務所で加入手続きを行います。こちらは会社設立から5日以内と提出期限が短いので、忘れずに提出するようにしましょう。

「健康保険」「介護保険」「厚生年金保険」については、日本年金機構の年金事務所へ「健康保険・厚生年金保険新規適用届」などの届出が必要です。必要な書類は被保険者の状態によって異なりますので、まずは法人実印などを持って年金事務所へ相談に行くのがいいでしょう。

会社設立後の社会保険について詳細はこちらを参考にしてください▼
<https://bit.ly/2UE9xDd>

従業員がいる場合など
規模に応じて必要な手続き

12 社会保険（雇用保険・労災保険）手続き

会社設立してから従業員を雇った場合には、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きもしなければなりません。まずは本店所在地の管轄にあたる労働基準監督署で「労災保険」の手続きをし、管轄のハローワーク（公共職業安定所）で「雇用保険」について手続きを行います。

必要な書類は複数あり、また様式は都道府県によって異なります。インターネットからダウンロードできない書類もありますので、各労働基準監督署に行くか、郵送で手続きすることも可能です。ただし、提出期限は従業員が入社した日の翌日から10日以内ですので注意しましょう。

「立命館スタートアップマップ」や
起業TIPS・資金調達についてなど
詳しくはRIMIX特設ページをご覧ください！

学校法人立命館
起業・事業化推進室 RIMIX 事務局
(学校法人立命館 総合企画部 起業・事業化推進課)

RIMIX 公式サイト
r-rimix.com

